



〔憲法〕（配点：100・制限時間：70分）

- 1 屋外広告物法は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、特定の場所への屋外広告物の掲出を禁止している。この法律に基づいて、各都道府県及び政令指定都市では、屋外広告物条例が制定されており、Y県では、Y県屋外広告物条例が制定されている【参考資料1】。

同条例は、道路や駅前広場などの公共空間のうち知事が指定する一定の区域や（第3条参照）、街路樹、電柱、街灯柱をはじめとする一定の物件（第4条参照）において、屋外広告物を掲出することを禁止し、違反者に対し30万円以下の罰金を科する旨を定めている（第33条第1号参照）。

- 2 Aは、Y県内最大の繁華街にある街路樹2本の各支柱に、自己の支援する政党の国政に関する講演会開催の告知宣伝を内容とする立看板（幅40センチメートル、高さ1.3メートル、厚さ2センチメートル）を掲示したところ、Y県屋外広告物条例に違反するとして起訴された。
- 3 また、Y県では、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的として、Y県青少年保護育成条例が制定されている【参考資料2】。

同条例は、一定の広告部文書等を有害広告文書等と定義した上で（第2条第3号参照）、小中学校から半径150メートル以内において有害広告文書等を掲出することを禁止し（第19条第1号参照）、違反者に対し20万円以下の罰金又は科料を科する旨を定めている（第52条第1号参照）。

- 4 Bは、Y県P市内の市立Q小学校から約100メートル離れた場所において、「有害広告文書等」に該当する文書を掲出したことから、Y県青少年保護育成条例事件に違反するとして起訴された。

#### 〔設問1〕

あなたがA及びBの弁護人であったとして、裁判において、それぞれどのような憲法上の主張を行うか。

なお、Y県各条例における条文の漠然性及び過度の広汎性の問題、並びに、憲法第21条第2項に関する問題は論じなくてよい。

#### 〔設問2〕

想定される検察官の反論を簡潔に述べた上で、あなた自身の見解を述べなさい。

（旧司法試験平成3年第1問改題）

#### 【参考資料1】 Y県屋外広告物条例（抄録）

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 （略）

（禁止地域等）



第3条 次に掲げる地域又は場所においては、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 道路及び鉄道等(鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。)で知事が指定する区間
  - 二 道路及び鉄道等から展望することができる地域で知事が指定する地域
  - 三 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域
  - 四～十七 (略)
- (禁止物件)

第4条 次の各号に掲げる物件に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 橋、トンネル、高架構造、植樹帯及び分離帯
  - 二 石垣、擁壁の類
  - 三 街路樹、路傍樹及びその支柱
  - 四 電柱、街灯柱その他電柱の類
  - 五～十二 (略)
- (罰則)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条から第5条までの規定に違反して屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者
  - 二～五 (略)
- (適用上の注意)

第36条 この条例の適用にあつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

## 【参考資料2】Y県青少年保護育成条例(抄録)

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、並びに県が実施する施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳未満の者(法律によつて成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
- 二 広告文書等 図書類等に係る広告を目的とする文書、図画その他これらに類するもの
- 三 有害広告文書等 広告文書等にうち、特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵で、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるものを掲載しているもの

(有害広告文書等の禁止地域)

第19条 次に掲げる地域又は場所においては、有害広告文書等を表示し、又は設置してはならない。

- 一 学校教育法第1条の学校のうち、小学校、中学校の周辺から150メートルの区域内
- 二～四 (略)

(罰則)

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第19条の規定に違反した者
- 二～五 (略)